

「島根県飲食店等事業継続特別給付金」の受付を開始します

- 令和3年7月30日から申請受付を開始し、10月31日まで受け付けます。
- 申請に関するご相談は、コールセンター、各商工会・商工会議所等にお問い合わせください。

1. 趣旨とお願い

新型コロナウイルス感染症の第3波において、飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により、売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援するため、事業規模に応じた給付金を給付します。

また、飲食事業者のみならず、多くの事業者において多大な影響が出ています。本給付金を活用し、県産品の利用促進など、飲食店や宿泊施設の皆様のほか、取引業者の方や食材提供の農業者、漁業者、食品加工業者など、関連する事業者の方に良い影響が波及するようご配慮願います。

2. 給付対象となる店舗

中小企業者等が運営し、令和2年12月1日までに「飲食店営業」及び「喫茶店営業」の許可を受けている店舗^(※)で、申請日時時点で島根県内で営業の実態があるものを対象とします。

^(※) 固定の実店舗を対象とします。ただし、露店、キッチンカーのみにより営業している事業者は対象とします。また、営業形態がスーパーマーケット、コンビニエンスストア、自動販売機の場合は除きます。

3. 給付要件

直近期の飲食店等営業以外も含めた全ての売上高が、その前期又は前々期と比較して減少しており、かつ、次の①又は②のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- ① 直近期とその前期又は前々期を比較して、飲食の営業に係る売上高が30%以上減少
- ② 令和2年12月から令和3年3月までの飲食の営業に係る売上高の合計と前年同期間又は前々年同期間の飲食の営業に係る売上高の合計を比較して、50%以上減少

- ※ 事業継続の意思があり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策をした営業を行うことを誓約できる方に限ります（宣誓書を提出）。
- ※ 売上高は、確定申告書等の写し、売上台帳等で確認することとし、飲食店営業に係る年間売上が50万円以上（1店舗あたり）ある方が対象となります。
- ※ 創業間もない方や、売上高の比較ができない事業者等は特例措置があります。

4. 給付額

基準となる年間売上高（前期又は前々期等）に応じて、事業者に対し、1店舗あたり定額を給付します。

1店舗あたりの売上高	基準額（定額）
1,500万円未満	50万円
1,500万円以上2,000万円未満	65万円
2,000万円以上2,500万円未満	80万円
2,500万円以上3,000万円未満	90万円
3,000万円以上3,500万円未満	100万円
3,500万円以上4,000万円未満	110万円
4,000万円以上	120万円

※ 1事業者あたりの給付額の上限は200万円です。

5. 申請と給付の方法

給付金専用のオンラインサイト又はお近くの商工会・商工会議所等で申請書を取得いただき、電子（専用のオンラインサイトより受け付け）、又は郵送による申請となります。内容及び額について審査のうえ、申請内容が要件を満たしている場合、既定の金額について口座振替により給付します。

6. 申請先（お問合せ）

- ① 電子申請：パソコンやスマートフォンにより、以下オンラインサイトより申請してください。
<https://www.shimane-kyuufu.jp/>
- ② 郵送申請：簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
（あて先）〒690-0841 島根県松江市向島町140-1 TSKさんいん中央テレビ`本社内
島根県飲食店等事業継続特別給付金事務局 宛
- ③ お問合せ：コールセンター（TEL 0120-168-025）、各商工会・商工会議所等
その他、申請の支援を行う『サポートデスク』を県内8箇所に設置予定です。
（安来、松江、雲南、出雲、大田、江津、浜田、益田）